

随意契約理由書

件名	深江浜ポンプ場1号雨水ポンプ整備
契約の相手方	株式会社 ミヅタ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
<p>深江浜ポンプ場は東部第4工区内の雨水を海域へ放流するための施設で、その設備は設置から14年以上が経過しており、予防保全の観点から、劣化した機器の整備を随時進めていく必要がある。</p> <p>今回整備する1号雨水ポンプは、当該ポンプ場に設置されている雨水ポンプ3台のうちの1台で、東部第4工区の雨水排水や、高潮時に海水の雨水管路への逆流を阻止する目的で設置されており、故障すれば、東部第4工区が冠水する大被害が起きる可能性があるため、この度、部品交換を伴う分解整備を行う。</p> <p>本整備の設計・施工については、当初の設計・施工者にしか知りえない情報が必須であり、それらを熟知した技術者、整備部品等を有し、かつ、本整備後の良好な作動を保証することができるのは、当該ポンプ設備を設計・施工した「株式会社ミヅタ」のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課設備係 野上 (電話番号 595-6899)